

報道関係者 各位

令和2年5月19日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 長嶋 政弘

(直通電話) 03-5403-2265

JXTGエネルギー（鶴見団交拒否）不当労働行為再審査事件 (平成30年(不再)第14号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 畠山 稔）は、令和2年5月18日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～従業員籍を有する組合員がいなくなった組合からの団体交渉申入れに会社が応じなかったことに正当な理由があるとした事案～

組合には会社に従業員籍を有する組合員がいないこと等から、組合からの団体交渉申入れが団体交渉事項たり得るかについて会社が疑問を持ったことには相応の根拠があり、会社が上記疑問を解消するために組合に対し団体交渉事項の趣旨、目的等の質問をしたのに対し、組合が会社の上記質問の趣旨に沿った具体的な対応をしていないこと等から、会社が組合からの団体交渉申入れに応じなかつたことには正当な理由がある。

I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合京浜支部連合会（「組合」）
(東京都武蔵野市)、組合員5名（平成29年10月現在）

再審査被申立人：JXTGエネルギー株式会社（EMGマーケティング合同会社承継人）
(「会社」) (東京都千代田区)、従業員約9,000名（平成29年10月現在）

II 事案の概要

- 1 本件は、会社が、組合からの平成25年11月28日から同27年4月22日までの鶴見潤滑油工場への入構妨害、会議室の使用等を議題とする団体交渉申入れ（本件各団交申入れ）を拒否したことが不当労働行為であるとして、申立てがあつた事案である。
- 2 初審神奈川県労委は、組合の申し入れた団体交渉事項中、会議室の使用等に係る申立てを却下し、その余の申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文要旨

初審命令を次のとおり変更

- (1) 平成26年10月3日までの各団体交渉申入れに係る申立てを却下
- (2) その余の申立てを棄却

2 判断の要旨

(1) 本件申立ての申立期間に係る適法性について

本件申立ては平成27年12月4日にされているところ、本件各団体交渉申入れのうち、同年2月26日付け以降の各団体交渉申入れは同26年12月4日以降にされているから、これらに係る本件申立ては労働組合法（労組法）第27条第2項の申立期間内のもので、適法である。これに対し、本件各団体交渉申入れのうち、同25年11月28日付けから同26年10月3日付けまでの各団体交渉申入れは同年12月3日以前のものであり、これらに係る本件申立ては同項の申立期間を超過しているから、不適法として却下を免れない。

(2) 本件各団体交渉申入れに会社が応じないことは労組法第7条第2号の不当労働行為に当たるかについて

本件各団体交渉申入れの団体交渉議題のうち便宜供与に関する事項（組合室及び組合掲示板貼り替えのための入構妨害、会議室の使用等）についてみると、会社が組合に対し、組合員が鶴見潤滑油工場に立ち入る際に事前に会社に申し込むこと等を求めたのは、組合には会社に従業員籍を有する組合員がいなくなることを受けたものであり、組合員の同工場への入構に際し、外来者と同様の一定のルールの遵守を求めたのは、施設の安全管理の必要性等の観点から採られた措置として相応の合理性があったというべきである。また、組合は、新たに会議室の使用を必要とする具体的な理由を会社に述べていないことなどからみて、会社が組合に対し新たな便宜供与として会議室の使用を認めなかつたことには相応の理由があったというべきである。

以上の状況において、同各議題が団体交渉事項たり得るかについて会社が疑問を持ったことには相応の根拠があり、会社が上記疑問を解消するために組合に対し団体交渉事項の趣旨、目的等の質問をしたのは合理的な対応であるといえる。しかるに、組合は会社の上記質問の趣旨に沿った具体的な対応をしていない。これらの事情の下では、組合からの同各議題に係る平成27年2月26日以降の各団体交渉申入れに会社が応じなかつたことには正当な理由があったといえる。

その余の団体交渉議題についても同様であり、会社が組合からの同27年2月26日以降の各団体交渉申入れに応じなかつたことにはいずれも正当な理由があるから、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

(3) 結論

上記(1)のとおり、平成26年10月3日付けまでの各団体交渉申入れに係る本件申立ては、不適法として却下を免れない。また、上記(2)のとおり、同27年2月26日付け以降の各団体交渉申入れに係る本件申立ては、理由がないから棄却すべきである。これと一部異なる初審命令は相当でないから、初審命令を主文のとおり変更する。

【参考】

初審救済申立日 平成27年12月4日 (神奈川県労委平成27年(不)第34号)

初審命令交付日 平成30年3月5日

再審査申立日 平成30年3月12日